

議 事 日 程 (第2号)

令和2年6月10日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第39号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第41号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決について
- 日程第 4 議案第42号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第44号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第45号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第50号 財産の取得について
- 日程第13 議案第62号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第63号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第39号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第41号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決について
- 日程第 4 議案第42号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 議案第 4 4 号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
 日程第 7 議案第 4 5 号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 8 議案第 4 6 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 日程第 9 議案第 4 7 号 工事請負契約の締結について
 日程第 10 議案第 4 8 号 工事請負契約の締結について
 日程第 11 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について
 日程第 12 議案第 5 0 号 財産の取得について
 日程第 13 議案第 6 2 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
 日程第 14 議案第 6 3 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について
 日程第 16 議員の派遣について

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	児 玉 求
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
上下水道課長	稲 永 勝 章	地域振興課長	甲 能 裕 和
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	まちづくり課長	平 山 幸 治
税 務 課 長	横 山 剛	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今回の定例会はコロナ禍のために短縮してやりましたが、最終本会議を皆様の御協力のもとに迎えることができましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1. 議案第39号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第39号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。

議案第39号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本議案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億58万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億8,878万9,000円とするものです。予算審査特別委員会は議員全員での審査のため、詳細につきましては省略いたします。

質疑として、子ども子育て臨時交付金の減額理由は、との質疑に、昨年10月からスタートした幼児教育・保育無償化事業によるもので、国の交付決定による予算の減額との答弁がありました。

国民健康保険その他操出金の減額理由は、との質疑に、県から過去3年分の医療費水準を基準にして交付された概算の交付決定額に基づく国保会計収支調整のため減額との答弁がありました。

国庫補助プレミアム商品券事業について、減額理由はとの質疑に国の補助事業で、子育て世帯対象となっている商品券購入の実績によるもの。

商品券販売件数は、との質疑に、8,000人の対象で4万枚の予定に対し、販売実績は8,536枚、4,268万円。子育て世帯への周知は、との質疑に、ホームページや商工会からのチラシにより周知しているとの答弁がありました。

以上、当委員会において慎重審査し、採決の結果、予算審査特別委員会全員賛成で承認です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第39号について討論に入ります。——討論なしと認めます。よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第

39号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第39号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分については承認することと決定しました。

日程第2. 議案第40号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査を報告いたします。

別冊の令和元年度歳入歳出予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,839万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億9,000万円とするものです。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款 1項 国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の4月末時点の決算見込みから、次の8ページ、9ページになります。

124万5,000円の減額補正を行っています。

4款 1項 県補助金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定したもので、それぞれ所要の補正を行い、全体で1,034万6,000円の減額補正です。

5款 1項 他会計繰入金は年度末の収支見込みにより2,751万8,000円の減額補正となっています。内訳は3節 給与費等繰入金、人件費及び事務費の決算見込みにより289万8,000円の減額、4節 出産育児一時金繰入金562万円の減額。

次の10ページ、11ページになります。

6節 その他一般会計繰入金につきましては、国民健康保険税並びに県支出金等の補正と歳出予算補正によりまして、1,900万円の減額となっております。

7款 1項 延滞金、加算金及び過料は決算見込みにより26万円の増額、同じく3項 雑入も決算見込みにより42万2,000円の増額です。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

歳出は全て減額の補正となっております。2款 1項 療養諸費1,844万1,000円の減額。2項 高額医療費、次の14ページ、15ページです。763万1,000円の減額。3項 輸送費全額の6万円を減額。4項 出産育児諸費843万2,000円の減額。

次の16ページ、17ページをお願いします。

5項 葬祭諸費39万円を減額しまして、それぞれの決算見込みによる不用額の減額補正を行っています。

6款 1項 保健事業費51万2,000円の減額は、医療費適正化事業の7節 賃金、12節 役務費、13節 委託料の決算見込みにより不用額の減額をしております。

2項 特定健康診査等事業費293万円の減額は、13節 委託料の不用額を減額補正しております。

質疑として、その他一般会計繰入金の減額の理由は、との質疑に、税率の改正していなく、税収は少なかったが、過去の医療費の平均により県補助金が多かったこと、歳出では医療費が下がったことにより、一般会計からの繰入金が必要でなくなったとの答弁がありました。

以上、採決の結果、文教厚生委員会全員賛成で承認しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第40号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第40号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第40号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第3. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第41号令 和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案第41号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊令和元年度補正予算書の1ページでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億766万3,000円とする。

6ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款 1項 負担金、2款 1項 使用料は決算見込

みによる増額となっております。

5款 1項 他会計繰入金は一般会計繰入金の収支調整による1,600万円の減額補正となっております。

8ページ歳出ですが、2款 下水道事業費は決算見込みによる不用額の減額でございます。

総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第41号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第41号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第4. 議案第42号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第42号、須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。ごめんなさい。もとい、文教厚生常任委員会の報告を求めます。三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第42号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年12月14日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

今回の改正は、これまで成年被後見人については印鑑登録の資格がありませんでしたが、法定代理人が同行し、かつ、成年被後見人本人から印鑑登録の申請があるときはその成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録の申請を受けることができることとするものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条、登録資格においては第2項中、成年被後見人は意思能力を有しない者として規則で定めるものに改め、第3条、登録の申請で第2項中委員の旨を証する書面を添えてを削除いたします。

第5条、登録印鑑では記録されているのを記載という表現に文言の整理を行うものです。

2ページに戻っていただいて、附則です。この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、採決の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第42号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例は委員長の報告の通り可決されました。

日程第5. 議案第43号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布され、公布の日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。皆様御承知と思いますが、本改正は新型コロナウイルス感染症の影響を受けての軽減措置、特例措置を新設するものでございます。

内容は新旧対照表において説明いたします。4ページをお願いいたします。

まず、第1条関係になります。附則第10条の読み替え規定については、固定資産税の課税標準の特例を規定するもので、改正された地方税法における附則第61条新型コロナウイルス感染症等にかかる中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例及び附則第62条新型コロナウイルス感染症等にかかる先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例が新設されたことによるものです。

次の附則第10条の2 第24項については同条第27項が新設されたことによる文言の追加です。

次の附則第10条の2、第27項については、法附則第62条に該当する事業者課税標準をゼロとするものです。

次の附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税については、軽自動車税取得の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、令和3年3月31日まで延長するものでございます。

5ページをお願いします。

次に、附則第24条については、徴収猶予の特例としまして、令和2年2月から納期限までの一定の期間において収入が前年同期比概ね20%以上の減少をし、一時に納付が困難と認められる場合には無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予を適用できる措置を設けるものでございます。この特例は令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税について適用するものです。

6ページをお願いします。第2条関係になります。附則第10条及び次の附則第10条の2、第27項については、地方税法の改正による条ずれになります。

次に、附則第25条については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止や延期をした文化、芸術、スポーツイベントにおいて、文部科学大臣が対象イベントに指定した場合、チケットの払い戻しを受けないことを選択したものにその金額分を寄附と見なし、寄附金控除を受けられる制度を設けるものです。

7ページをお願いします。附則第26条については、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする措置を講じるものです。

戻っていただきまして、3ページをお願いします。

附則で施行期日は公布の日からとなります。ただし、第2条の規定につきましては令和3年1月1日から施行することになります。

採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第43号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第43号 須恵町税条例の一部を改正する条例は委員長の報告の通り可決されました。

日程第6．議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第44号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第44号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、情報通信技術の活用による行政手続き等にかかる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年12月16日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

3ページをお願いします。新旧対照表です。

第6条第2項で行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する法律から情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に題名を改称し、第3条第1項としていたものを条ずれにより第6条第1項とするものです。これは本条例が参照している法律の名称変更に伴う字句の改正であり、条例の内容が変わるものではありません。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第44号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第44号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第44号 須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は委員長報告の通り可決されました。

日程第7．議案第45号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第45号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第45号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、後期高齢者医療保険に加入する被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、また発熱等の症状があり、当該感染症が疑われる場合において、療養のために労務に服することができない期間の傷病手当金支給の規定を設けるに当たり、町において行う事務に関する必要事項を定めるため当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

今回の改正は、傷病手当金に関する申請の受付事務、並びにその事務に付随する事務については、後期高齢者医療広域連合規約に基づき、市町村において実施することになっているため、条文中、号の追加です。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に第8号として、広域連合条例附則第5条から第7条までの規定にかかる申請書の提出の受付を追加するものです。

2ページに戻ります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第45号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第45号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第45号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は委員長の報告の通り可決されました。

日程第8. 議案第46号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、国民健康保険に加入する被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、当該感染症が疑われる場合において、療養のために労務に服することができない期間の傷病手当金支給の規定を設けるに当たり、傷病手当金に関する必要事項を定

めるため当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによります。

今回の改正は、今般の新型コロナウイルス感染症対策について、国民のさらなる感染拡大をできるだけ阻止するために労働者が感染した場合などに、休みやすい環境を整備することを目的とし、保険者に傷病手当金の支給について、国が緊急的特例的な措置として、当該支給に要した費用について財政支援を行うための附則の追加です。

4 ページ、5 ページの新旧対照表を御覧ください。

附則、第 1 項の次に 6 項を加えます。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金として、第 2 項で傷病手当金を支給するための算定対象となる期間について。第 3 項で傷病手当金の額について。第 4 項で傷病手当金の支給期間について。第 5 項から第 7 項までは傷病手当金の当該被保険者を使用する事業所との支給額の調整についての文言を追加です。

3 ページに戻ります。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則、第 2 項から第 7 項までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規定で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

質疑として、傷病手当は個人、法人事業所の被用者にも該当するののかとの質疑に、条例を定め、あくまで支給できるのは国民健康保険の被保険者のみであるとの答弁があり、傷病手当が個人、法人事業者の被用者のうち、国民健康保険との被用者以外に支給がないという理由で反対討論がありました。

以上採決の結果、文教厚生委員会、賛成多数で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。まだ指名していません。ちょっと待ってください。児玉議員。

○議員（7 番 児玉 求） 議案第 4 6 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

私は文教厚生委員会において反対討論をいたしましたが、協会けんぽは別枠と考え、また、国が特別調整交付金で財政支援するのであれば非常に有益だと思っております。しかし、7 項の事業者より町が徴収するという項目については排除すべきと思っております。

しかしながら、コロナの対策として国保加入者によって傷病手当交付は非常に有益であると思いい、賛成討論をいたします。

○議長（松山 力弥） ほかに、討論ありませんか。11 番、田ノ上真君。

○議員（11 番 田ノ上 真） ただいまの賛成討論、大変に結構なものと思いますが、意見の変

わった経緯がよくわかりませんので、もう一度丁寧な説明を伺いたいです。

○議長（松山 力弥） 児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） これは国保加入者のみに対象されておるわけでございまして、私は協会けんぽはどういう対応になるかということでございましたが、協会けんぽは……

○議長（松山 力弥） 協会けんぽって何。

○議員（7番 児玉 求） 協会けんぽっていいますので、建設業……

○議長（松山 力弥） それは関係ない。

○議員（7番 児玉 求） ですから、別枠と考えるというふうに。

○議長（松山 力弥） いや、ここには関係ないよ。そんなん言わなくていいよ。これは国民健康保険の話。

○議員（7番 児玉 求） はい。それで、国が特別調整交付金を助成するというのであれば、国保加入者にとって非常に有益であると。しかしながら、その町が国が助成するのに町が今度は事業者からその保険代を徴収するという文言については削除すべきだと今考えています。しかしながら、国保加入者にとって……

○議長（松山 力弥） 児玉さん。その削除するって関係ない、議案に。そういうのは関係ないです。どれに。あなた賛成討論でしょう。賛成討論してください。だから、何も言わんで賛成なんでしょう。その中身の、これは削除するってあなた反対討論になる。

○議員（7番 児玉 求） いいえ。

○議長（松山 力弥） いいえじゃないって。

○議員（7番 児玉 求） 賛成をしとるんですが、この……

○議長（松山 力弥） 賛成でいいじゃない。そこを。賛成討論はこれが賛成だから、これは反対だからって、賛成討論はないんです。条件つけたらいけないんです。この議案に対して、私はこうだから賛成ですって言って皆さんの意見を徴集するのが賛成討論なんです。反対討論は、私はこうだから皆さん私の意見に賛同してくださいっていう。討論はそれなんです。中身に対して、あれは賛成、これは反対っていう賛成討論はありませんので、そこは省いてください。削除してください。だから、全体的に傷病者の被加入者がコロナウイルスにかかった場合には、労務に服することができない場合には傷病手当の支給を設ける改正案になります。その件について、私は賛成討論か反対討論かお願いしたい。今、田ノ上さんがその説明がわからんっていうことでございましたけど、わかりましたか。

○議員（11番 田ノ上 真） わかりません。

○議長（松山 力弥） では、もう1回初めから聞きましょう。どうぞ。私が言ったのは省いてください。

○議員（7番 児玉 求） 私が申し上げたいのは、国のほうが特別調整交付金という特別に交付……

○議長（松山 力弥） 児玉さん。あなたが先ほど反対しましたが、委員会では。さっき委員長は反対討論があったと。反対討論から何で賛成に回ったか、そこだけの説明をお願いします。

○議員（7番 児玉 求） 国がコロナ対策で特別調整交付金を支給するということに関して、非常に有意義だという観点です。そこを押さえます。

○議長（松山 力弥） その前は何で反対したんですか。

○議員（7番 児玉 求） 国が助成をするのに、町が今後は事業者から徴収するという文言がこれは国のほうからあるわけです。その分は納得はいかないけど、国民の加入者のために賛成するというところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上君。

○議員（11番 田ノ上 真） 当初、反対していたときのと、今にいたって別に議案の内容が変わるわけではございませんので、変わったのは児玉さんの意見。国がとか、町がとか言っておられますが、単純に議案の内容に対する理解が深まったから変わったということですか。それでしょうか。そういうふう理解して。委員会審査のときは今ほどの理解にいたってなかったということでしょうか。

○議長（松山 力弥） ごめん。田ノ上さん。もう結構です。これ討論の場でございますので。ちょっと議案、議場がルールにちょっと反しているところありますけど、これで討論を終結いたします。よろしいですか。——よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第46号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第46号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は委員長の報告の通り可決されました。

日程第9. 議案第47号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第47号 工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、

本議会の議決を求めるものです。

工事名、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事。契約方法、指名競争入札。請負金、7,486万500円。請負者、福岡県糟屋郡志免町桜丘5丁目8番9号、有限会社吉原電工社、代表取締役 幸貴文。契約保証の方法、契約保証金（履行保証）748万7,000円。条件として、工期は契約の効力が生じた日から令和3年2月19日までとなります。請負金の支払いは原則として竣工払いですが、40%の前金払い制度と20%の中間前金払いを適用します。今回の工事につきましては、本店もしくは支店が糟屋郡内または福岡市内にあり、かつ、電気通信工事の登録があり、技術者が所属している7社を指名し、5月13日に指名通知及び仕様書配布、5月28日に入札会が実施されています。落札率は89.81%。6月3日仮契約が締結されており、本日の議決をもって契約の効力が生じ本契約となります。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第47号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第47号 工事請負契約の締結については委員長の報告の通り可決されました。

日程第10. 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第48号 工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵第一小学校トイレ整備工事。契約方法、指名競争入札。請負金、6,556万円。請負者、福岡県福岡市博多区堅粕3丁目15番31号、株式会社小柳技研、代表取締役 富澤善和。契約保証の方法、契約保証金（履行保証）655万6,000円。条件として、工期は契約の効力が生じた日から令和2年9月30日までとなります。請負金の支払いは原則として竣工払いですが、40%の前金払い制度と20%の中間前金払いを適用します。今回の工事につきまし

ては、本店が須恵町内、または近隣市町にあり、かつ、須恵町指名競争入札参加者指名基準要項別表で建築一式工事B等級以上、経営事項審査の建築の評点が660点以上の7社を指名し、5月13日に指名通知及び仕様書配布、5月28日に入札会が実施されています。落札率は99.12%。6月2日仮契約が締結されており、本日の議決をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑として、夏休みも授業となったが、十分な工期が取れるものかというものに対し、土日、時間外も利用して間に合わせたいとの回答でした。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第48号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第48号 工事請負契約の締結については、委員長の報告の通り可決されました。

日程第11. 議案第49号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第49号、工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵中学校トイレ整備工事。契約方法、指名競争入札。請負金、9,124万5,000円。請負者、福岡県福岡市博多区空港前5丁目5番5号、株式会社飯田工務店、代表取締役 小山田義人。契約保証の方法、契約保証金履行保証912万5,000円。条件として、工期は契約の効力が生じた日から令和2年9月30日までとなります。請負金の支払いは原則として竣工払いですが、40%の前金払い制度と20%の中間前金払いを適用します。今回の工事につきましては、本店が須恵町内、または近隣市町にあり、かつ、須恵町指名競争入札参加者指名基準要項別表で建築一式工事B等級以上、経営事項審査の建築の評点が660点以上の8社を指名し、5月13日に指名通知及び仕様書配布、5月28日に入札会が実施されています。落札

率は99.36%。6月2日仮契約が締結されており、本日の議決をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） これ整備工事は何か所でございますでしょうか。それと、須恵町で何社入札に入ったのか。そこをちょっと教えてください。

○議長（松山 力弥） 何か所の工事か。田ノ上委員長。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 確認しますが、何か所というのは中学校のトイレの。

○議員（7番 児玉 求） 和式を洋式にするという形になると思いますが、箇所数とそれと須恵町で何社入札されたか教えてください。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） お答えします。工事の箇所は須恵中学校のトイレ整備工事ということで、以前にも説明を受けておりますので、資料を持ってあると思いますので、割愛します。

それと、入札に参加した企業ということですが、私ただいまの報告で、指名競争入札で8社。8社を指名し、そのうちで飯田工務店が落札したと申し上げました。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） ちょっと待って。7番、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 須恵町の入札業者は何社かっていうことをお尋ねした。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 個別の入札の会社についてはここでは申し上げません。また後で終わってから教えます。ようございますかね。

○議長（松山 力弥） これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第49号工事請負契約の締結については委員長の報告の通り可決されました。

日程第12. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第50号 財産の取得についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第50号 財産の取得について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案の理由として、公園整備のための用地取得でございます。財産の内容ですが、種類は土地、所在地は須恵町大字上須恵字東原244番1ほか7筆でございます。地目、地籍、相手方は議案書記載のとおりでございます。取得額の合計は4,000万円でございます。添付の位置図、詳細図に明らかなですが、本土地は上須恵の住宅より比較的高いところに位置しています。目的とする公園整備や環境保護、水源保護にもつながるものでございます。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決をしております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第50号 財産の取得については委員長の報告の通り可決されました。

日程第13. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第62号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第62号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正。本議案は歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億668万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億9,283万2,000円とするものです。地方債の補正、第2条、地方債の廃止は第2表 地方債補正による。債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の変更は第3表 債務負担行為補正によるとしております。予算審査特別委員会は議員全員の審査のため、詳細につきましては、省略いたします。

質疑として、校区コミュニティ推進事業の補助金について、3コミュニティに均等に按分するものか。また、事業主体は、との質疑に、全て均一で校区コミュニティ推進事業費補助金は宝くじの広報事業の一環でコミュニティの備品購入に充て、コミュニティによる申請、町は仲介する

もの、個性ある地域づくり推進事業費補助金は各コミュニティで駅や公園などをイルミネーションで飾ってもらうため、町が助成し、コミュニティが計画実施するものとの答弁がありました。夏季休業期間の通常登校について、暑さによるエアコン使用の予算措置はとの質疑に、現予算で対応するが不足する場合は補正させていただきたいとの答弁。ICT環境備品購入費について、タブレット端末の整備による児童生徒への指導内容はとの質疑に、須恵町のICT計画に基づき、ICT支援員を中心に、教師への指導、また学習支援を行う計画としているとの答弁がありました。

以上、当委員会において、慎重審査し、採決の結果、予算審査特別委員会全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第62号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第62号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は委員長の報告の通り可決されました。

日程第14．議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第63号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第63号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ422万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7,722万8,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表 歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

4款 1項 県補助金422万8,000円の増額補正は特別調整交付金302万円と傷病手当金特別調整県交付金120万8,000円の増額です。

続いて、8ページ、9ページの歳出です。

2款 6項 傷病手当金120万8,000円は、歳入の特別調整県交付金と同額の増額補正

で、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の補正です。

6款 1項 保健事業費302万円は重症化予防指導にかかる管理栄養士1名分の職員人件費の増額補正です。

以上、採決の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告の通り、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第63号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告の通り可決されました。

日程第15. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員会より会議規則第70条の規定により、次の通り所管事務について閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より空き家の現状調査について。以上、各委員会の申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第16、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りました通り、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはお手元に配りました通り、派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、11時20分より、広報特別委員会を第2委員会室で開催しますので委員会の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和2年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時06分閉会
